

総合評価落札方式の改正について（概要）

「札幌市工事等総合評価落札方式試行要綱」を改正し、令和3年4月1日以後の告示分から適用することとしましたので、お知らせします。

なお、個別の適用については、それぞれの工事の告示をご確認ください。

評価項目の改正等について

■ 評価項目の改正（計画審査型、実績評価Ⅰ・Ⅱ型、一括審査Ⅰ型）

以下のとおり改正します。

評価項目	現行の配点		変更後の配点	
本工事における主要建設機械の保有状況	自社所有又は長期リース契約の建設機械有り	2.0点	自社所有又は長期リース（ <u>ファイナンス・リース</u> ）契約の建設機械有り	2.0点
			<u>上記以外の長期リース契約の建設機械有り</u>	<u>1.0点</u>
	無し	0.0点	無し	0.0点
過去10年間の主任（監理）技術者の 従事経験 ↓ 過去10年間の主任（監理）技術者等の 従事経験	同種工事に、主任（監理）技術者として中心的立場で従事した経験有り	2.5点 (2.0点)	同種工事に、主任（監理）技術者として中心的立場で従事した経験有り	2.5点 (2.0点)
	同種工事に、補助的立場で主任技術者として従事した経験有り	1.5点 (1.0点)	同種工事に、 <u>監理技術者補佐又は補助的立場の主任技術者として従事した経験有り</u>	1.5点 (1.0点)
	同種工事に担当技術者として従事した経験有り	1.0点 (0.5点)	同種工事に担当技術者として従事した経験有り	1.0点 (0.5点)
	その他	0.0点	その他	0.0点

※点数の（）は、実績評価Ⅱ型及び一括審査Ⅰ型における配点

■ 「本工事における主要建設機械の保有状況」について

- ・「ファイナンス・リース」とは、企業会計基準委員会が定める「リース取引に関する会計基準」における「ファイナンス・リース取引」の定義を満たすものとします。
- ・所有、リース共に、対象となる建設機械について、他の事業者等に対し貸付又は転貸を行っている場合は、評価対象としません。
- ・所有、ファイナンス・リース、それ以外のリースの区分については、「評価項目に関する申告書」により申告して頂きます。

■ 「過去10年間の主任（監理）技術者等の従事経験」について

- ・「監理技術者補佐」とは、建設業法第26条第3項ただし書に規定される、監理技術者が他工事と兼任する場合において、監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいいます。

その他

■適用年月日

改正後の「札幌市工事等総合評価落札方式試行要綱」は、令和3年4月1日以後に告示する工事等から適用します。

■参照

【札幌市工事等総合評価落札方式試行要綱】

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/sougouhyouka.pdf>

【札幌市入札情報サービス（申請書類）】

※本改正に伴い、申請書類の様式が変更となりますので、ご注意ください（新様式ファイルは、令和3年4月1日以降の対象案件の告示に合わせて公開予定です）。

「工事・設計等・道路維持除雪」→「共通ファイルダウンロード」

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/nyusatsujoho/index.html>

お問い合わせ先：札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係 電話 011-211-2442